○防衛省告示第八十六号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、厚木飛行場に係る第一種区域及び第二種区域を次のとおり指定し、並びに同飛行場に係る第一種区域、第二種区域（同法附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を含む。第三号において同じ。）及び第三種区域（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）附則第三項の規定により第三種区域とみなされた区域を含む。第三号において同じ。）の指定を次のとおり解除することとしたので、同令第十九条の規定により、告示する。ただし、これらの区域の指定及び指定の解除については、令和九年十月一日から適用する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

一　第一種区域として指定する区域

イ　次に示す区域

大和市南林間一丁目、南林間四丁目、西鶴間一丁目、西鶴間二丁目、西鶴間三丁目、西鶴間四丁目、西鶴間五丁目、西鶴間六丁目、下草柳、桜森一丁目、上草柳一丁目、上草柳二丁目、上草柳三丁目、上草柳四丁目、上草柳五丁目、上草柳六丁目、上草柳七丁目、上草柳八丁目、上草柳九丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、草柳一丁目、草柳二丁目、草柳三丁目、柳橋三丁目、柳橋四丁目、柳橋五丁目、福田一丁目、福田二丁目、福田五丁目、福田六丁目、福田七丁目、福田八丁目、代官一丁目、代官二丁目、代官三丁目及び代官四丁目

綾瀬市上土棚中一丁目、上土棚中二丁目、上土棚中三丁目、上土棚北一丁目、上土棚北二丁目、上土棚北三丁目、上土棚北四丁目、上土棚北五丁目、深谷中九丁目、深谷南四丁目、深谷南五丁目、本蓼川、蓼川一丁目、蓼川二丁目及び蓼川三丁目

ロ　次に示す区域のうち南関東防衛局及び座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分

藤沢市長後

大和市南林間二丁目、南林間五丁目、南林間六丁目、林間一丁目、林間二丁目、鶴間一丁目、鶴間二丁目、鶴間八丁目、上草柳、桜森二丁目、桜森三丁目、深見西三丁目、深見西五丁目、深見西七丁目、中央七丁目、柳橋一丁目、柳橋二丁目、福田四丁目、福田、渋谷三丁目及び渋谷四丁目

綾瀬市上土棚中四丁目、上土棚中五丁目、上土棚中六丁目、上土棚中七丁目、上土棚南一丁目、上土棚南二丁目、深谷中七丁目、深谷中八丁目、深谷南三丁目、深谷上八丁目、落合南四丁目、落合南九丁目、大上七丁目、大上九丁目及び蓼川

二　第二種区域として指定する区域

次に示す区域のうち南関東防衛局及び座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第二種区域として示す部分

大和市柳橋五丁目

三　第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除する区域

昭和五十四年防衛施設庁告示第十八号（厚木飛行場に係る第一種区域を指定した件）、昭和五十六年防衛施設庁告示第十九号（厚木飛行場に係る第一種区域及び第二種区域を指定した件）、昭和五十九年防衛施設庁告示第九号（厚木飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件）、昭和六十一年防衛施設庁告示第九号（厚木飛行場に係る第一種区域を指定した件）及び平成十八年防衛施設庁告示第一号（厚木飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件）において第一種区域、第二種区域及び第三種区域として指定した旨を告示した区域

備考　右に掲げる区域は、令和八年三月二十五日における行政区画によって表示されたものとする。

国会事項

衆議院

質問書転送

三月二十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

在日米軍基地従業員の給与支払日に関する質問主意書

参議院

議案付託

三月二十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）

総務委員会に付託

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

外交防衛委員会に付託

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）

財政金融委員会に付託

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

文教科学委員会に付託

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案（閣法第一一号）

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

農林水産委員会に付託

質問主意書転送

三月二十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准等に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第一七号）

陸上自衛隊健軍駐屯地におけるミサイル配備及び保安距離の確保に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一八号）

議決通知

三月二十三日本院は、人事官に菅原晶子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、公正取引委員会委員に若林亜理砂及び矢尾和子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、国家公安委員会委員に佐古和惠を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、サイバー通信情報監理委員会委員長に近藤宏子を、同委員に新井悠、田邊國昭、上沼紫野及び福田健介を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に市木政昭、石川千晶及び大江裕幸を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に佐藤綾野及び浅田統一郎を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、労働保険審査会委員に飯島淳子及び永野仁美を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に菅原琢磨及び井深陽子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、社会保険審査会委員長に髙橋謙を、同委員に鈴木ひろみを任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、運輸審議会委員に二村真理子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に山下直美を任命することに同意した旨内閣に通知した。

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣高市早苗はアメリカ合衆国へ出張のところ三月二十一日帰朝した。

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　林　芳正

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○経済産業大臣臨時代理解職

同　城内　実

経済産業大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　城内　実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上三月二十一日）